

事業の概要

1. 事業の目的

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事および耐震シェルター工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

2. 補助の対象者

戸建て木造住宅所有者（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）

3. 補助の対象となる住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ◆ 山鹿市内に存する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ◆ 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が2以下のもの
- ◆ 昭和56年5月31日以前に着工したもの、または熊本地震で罹災したことが確認できるもの（罹災証明書または罹災報告書）
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

4. 補助金の種類

- ◆ 耐震改修設計費補助
- ◆ 耐震改修工事費補助
- ◆ 建替え工事費補助
- ◆ 耐震シェルター工事費補助
- ◆ 耐震改修設計及び耐震改修工事の一括補助

5. 申請書提出場所：山鹿市都市整備課（市役所2階）

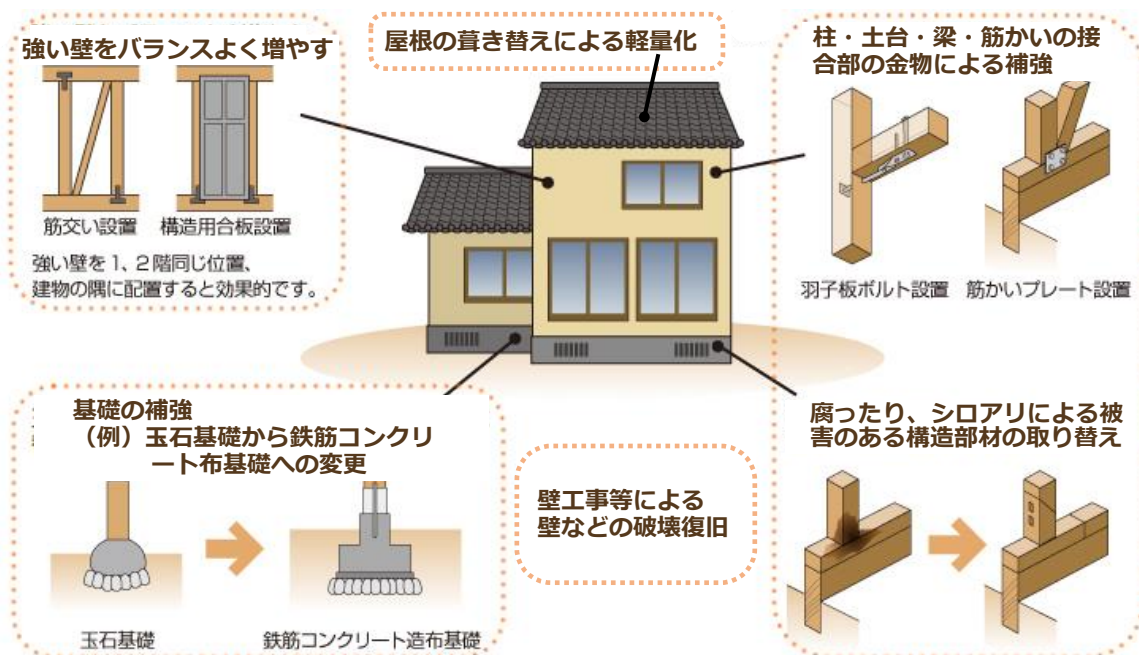
補助事業の対象となる経費や補助率など詳しくは次ページ以降を参照してください。

耐震改修工事 補助制度利用について

対象となる耐震改修工事（経費）

補助対象となる耐震改修工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための工事です。また、耐震改修工事のための工事監理も補助対象となります。

主に次のような工事が該当します。



- ※ リフォーム工事は補助対象外ですが、耐震改修工事と同時に実施することは問題ありません。
- ※ 耐震化のために必要な破壊復旧であっても、仕上材を現況のものよりも華美なものにする工事などは補助対象外となります。
- ※ 破壊復旧の範囲は必要最小限の部分が対象です。
(例：壁に筋交いを入れる場合、天井、床の対象範囲は壁から数10cm程度)
- ※ その他、対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。

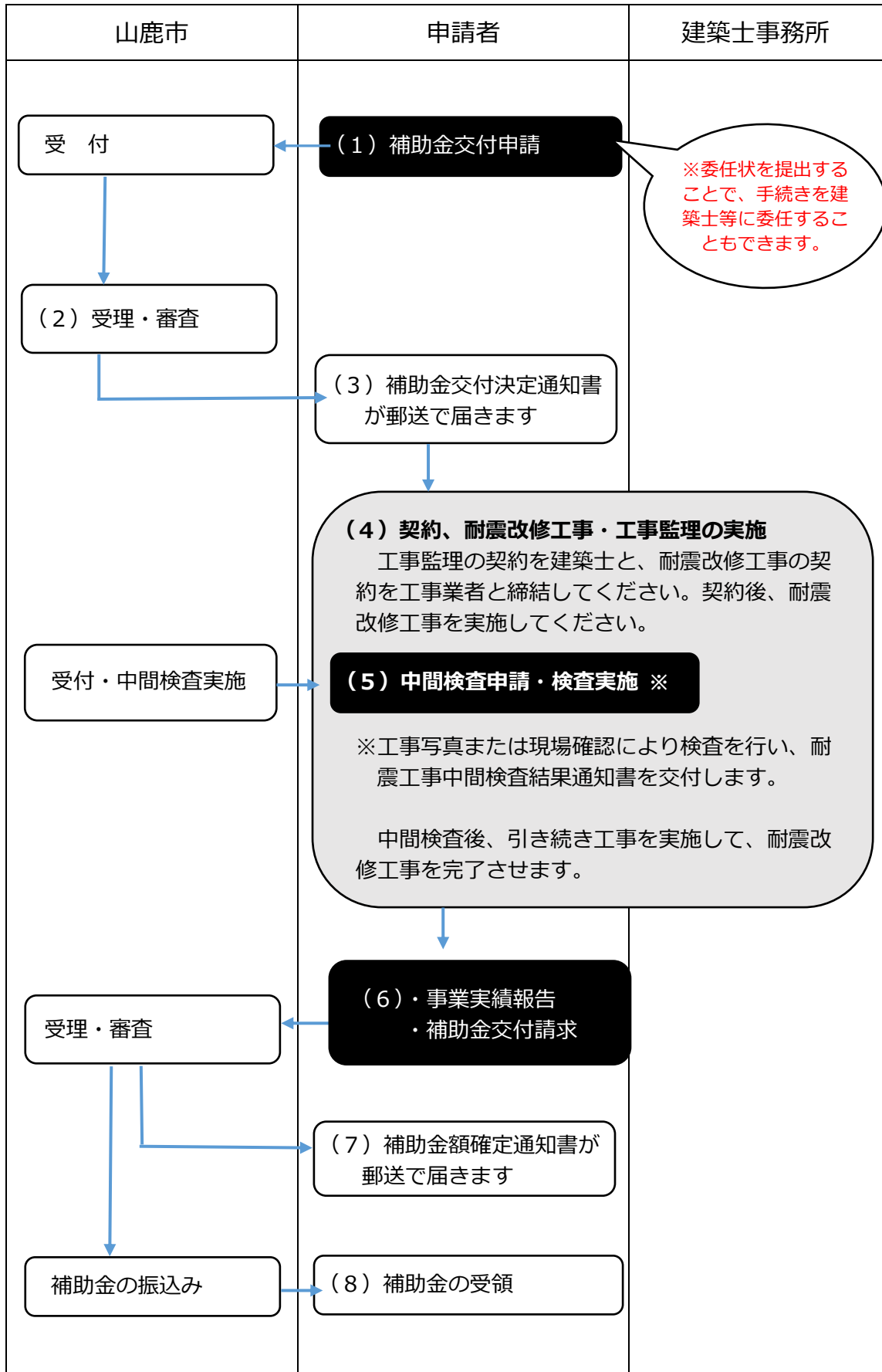
工事監理を行う建築士

地方自治体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。
(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)

補助率及び補助金の額

上記補助対象工事経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（様式第1号）	（建築士へ依頼）
	② ・事業実施計画書（耐震改修工事）（様式第2号） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 工程表	建築士へ依頼
	④ 申請者の住民票の写し	
	⑤ 補助対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）	建築士へ依頼
	⑥ 工事監理を行う建築士の資格がわかる書類（建築士免許証及び木造住宅耐震診断講習会受講修了証等）の写し	建築士へ依頼
	⑦ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑧ 市税滞納有無調査承諾書 ※ 市税の滞納が無いことの証明書	
	⑨ 補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑩ ・建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ・昭和56年6月以降着工の住宅は、罹災証明書（罹災報告書）	
	⑪ 現況写真（外観写真2方向以上）	建築士へ依頼
	⑫ 現況の各階平面図	建築士へ依頼
	⑬ 耐震改修の設計図書 ・平面図、詳細図、改修後の耐震診断書 等	建築士へ依頼
	⑭ 写真及び現況の耐震診断結果報告書の写し	（建築士へ依頼）
	⑮ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	建築士へ依頼
	⑯ その他市長が必要と認める書類	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、市が補助金額を審査して、**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。
((9) 遡及適用の場合を除く)

(4) 契約、耐震改修工事・工事監理の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を締結し、工事を実施してください。

耐震改修工事の補助対象となる業務は1ページをご覧ください。

(5) 中間検査依頼・実施

工事に着手した後、補強状況を目視できる時期に本市職員が工事写真または現場確認により中間検査を行います。

提出の時期については、担当の建築士にご相談ください。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

◆ 中間検査申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 耐震改修工事中間検査申請書（様式第5号）	建築士へ依頼
	② 耐震改修工事及び工事監理の契約書の写し	建築士へ依頼
	③ 耐震改修図面	建築士へ依頼
	④ その他市長が必要と認める書類	

(6) 事業実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

◆ 事業実績報告書・補助金交付請求書

確認欄	提出書類	入手先
	① 事業実績報告書（様式第6号）	（建築士へ依頼）
	② 工事監理報告書の写し	建築士へ依頼
	③ 契約書の写し	建築士へ依頼
	④ 工事写真（次のページを参照。）	建築士へ依頼
	⑤ 補助金交付請求書	（建築士へ依頼）
	⑥ その他市長が必要と認める書類（領収書の写し、申請者から施工業者へ振込の確認ができる書類（通帳等））	



◆ 工事写真について



本事業では、耐震改修の設計図書のとおり工事が適切に行われているの
かを確認するため、工事写真の提出を求めています。工事写真については、建築士（工事
監理者）又は施工者が次の工程ごとの写真を撮影します。撮影は耐震改修工事に係るすべ
ての箇所で実施する必要があります。

写真により補強内容が確認できない場合は、引き剥がし等により確認を求めることがあ
ります。

※ 各写真に番号を付し、撮影位置がわかる図面（撮影位置図）を添付してください。

着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前の状況がわかる全景写真 ・ 既存の仕上状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強材料、仕上材	補強に使用する材料の写真、仕上（復旧）に使用する材料の 写真
仕上材等の解体完了時	既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付作業時	補強部材の取付の作業状況が確認できる写真（補強箇所ご と）
補強部材取付完了時	補強状況（取付状況）が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了後の全景写真（着手前に撮影した場所から撮影） ・ 補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真 （補強箇所ごと）

（7）補助金額確定通知書が郵送で届きます

事業実績報告書類①～⑥の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送し
ます。

（8）補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書類の提出後、1か月ほどかかります。
その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。

（9）遡及適用について

平成28年4月14日以降に補助を受けずに耐震改修工事を実施された方についても
補助の対象となる場合がありますので、山鹿市役所都市整備課へお問い合わせください。